

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区受益面積精査及び経済効果補足算定業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度国営土地改良事業地区調査角田丸森地区受益面積精査及び経済効果補足算定業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査「角田丸森地区」の調査地域において、受益面積の精査及び経済効果補足算定を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする地域は、宮城県角田市及び伊具郡丸森町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第1－6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、本業務に対し十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業基本条件)

第 2－1 条

本業務の作業対象となる「角田丸森地区」の概要は以下のとおりである。

- (1) 受益面積
3,227ha (水田：2,459ha、畑：768ha)
- (2) 前歴事業等
国営かんがい排水事業「角田地区」(昭和59年度～平成7年度)

国営施設応急対策事業「角田地区」（令和元年度～令和８年度（予定））

（３）整備構想

排水機場（新設・改修） ４箇所

排水機場（廃止） ３箇所

排水路（改修） ２条

（参考図書）

第２－２条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書２－１条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年月
１	国営土地改良事業調査計画 マニュアル	（社）農業土木協議会	平成５年３月
２	農業農村整備事業計画作成 便覧	農業農村整備事業研究会	平成15年８月
３	〔改訂版〕新たな土地改良の 効果算定マニュアル	（株）大成出版社	平成27年９月

（貸与資料等）

第２－３条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	備考
成果物	角田－農業水利事業誌－ （平成８年３月）	１式
	国営角田土地改良事業計画書（国営施設応急対策）	１式
	令和４年度 広域農業基盤整備管理調査 角田地区対策手法検討調査業務報告書	１式
	令和４年度 国営施設応急対策事業角田地区 事業推進検討業務報告書	１式
	令和５年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域経済効果算定その他業務報告書	１式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	１式

（参考図書及び貸与資料等の取扱い）

第２－４条

第２－２条、第２－３条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- （１）参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （３）貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第２－５条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者との連携を密にして、互いに協調の図られた整理をしなければならない。

番号	業務名	実施期間
1	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区排水路その他測量設計業務（仮称）	令和7年4月 ～令和8年3月（予定）
2	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区土地改良事業計画書（案）作成業務 （仮称）	令和7年5月 ～令和8年2月（予定）

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。また、詳細は別紙1作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 受益面積精査	1 式	
3. 総費用総便益比の補足算定及び経済効果総括	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第3－2条

作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）第2－2条、第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （2）貸与資料等の扱いについて、個人情報を含むものがあることから、共通仕様書第1-35条に基づき、適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- （3）関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- （4）共通仕様書第1－11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省Webサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合はあ

る。

- a) 業務条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

- ② 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ契約変更する。

- (2) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについて、打合せ場所は東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（一筆調書及び土地所有状況図等の更新終了段階）

第3回 中間打合せ（三条資格者名簿の更新終了段階）

第4回 中間打合せ（総費用総便益比の補足算定終了段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、本業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする処置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じ（A4版）で可）

なお、前記で黒塗り等の処置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38－7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

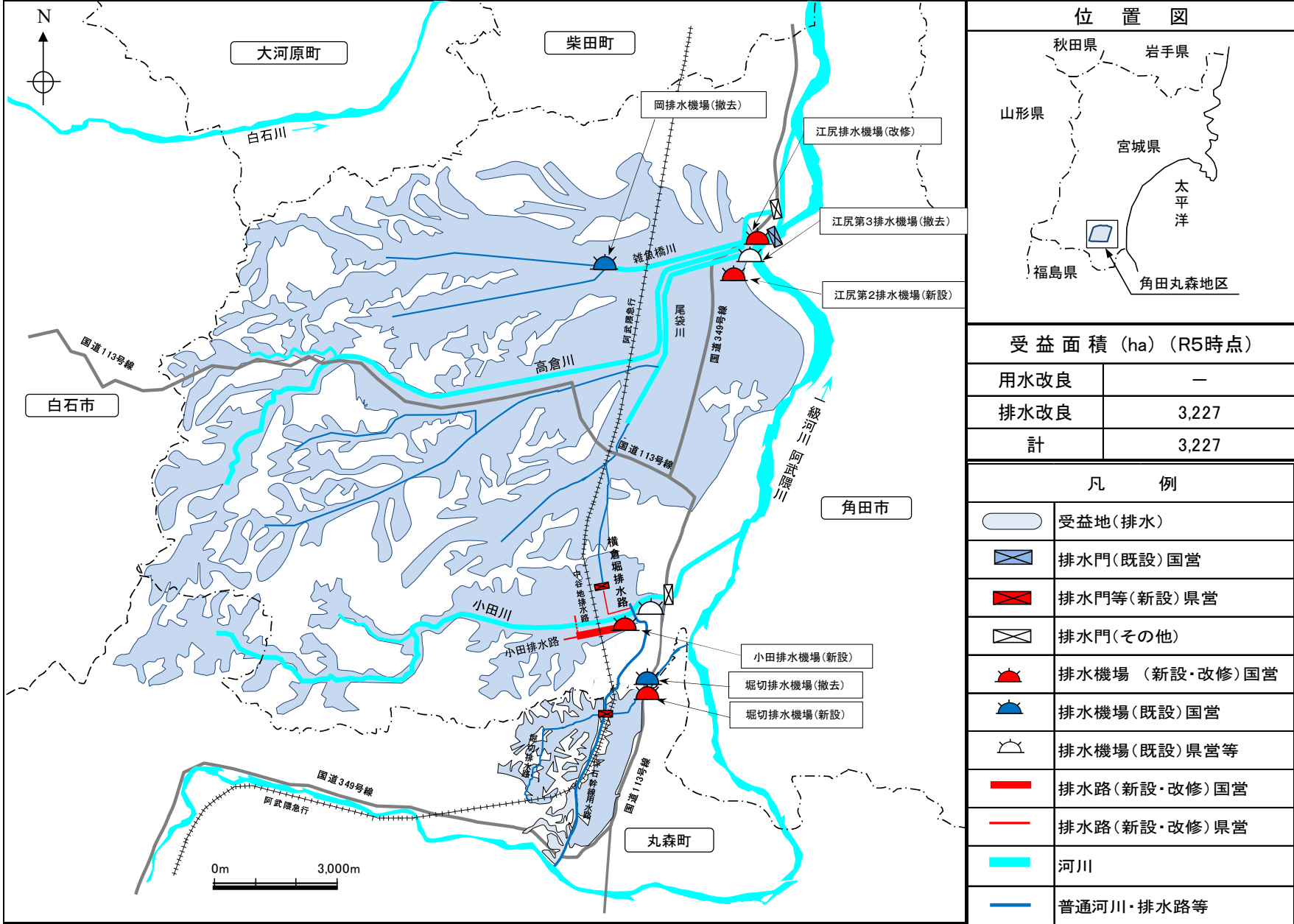
- (1) 第2－1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙1 作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業	本業務における貸与資料を整理し、作業計画を樹立する。	○
2. 受益面積精査		
(1) 一筆調書及び土地所有 状況図等の更新	過年度業務にて整理した一筆調書について、発注者が貸与する土地改良区土地原簿、関係市町農業委員会農地台帳、法務局土地登記簿（いずれもR7.4.1時点版）の情報で更新し、一筆調書の精査を行う。 分筆・合筆による公図修正が生じた場合、GIS上での修正作業を行う。 また、発注者が提供する農地集積状況に係る資料（関係市町の地域計画）により、現時点の担い手農地利用集積状況図（GIS地番）を更新する。	○
(2) 三条資格者名簿の更新	上記（1）を踏まえ、過年度業務にて整理した三条資格者名簿の更新を行う。 三条資格者は関係市町農業委員会農地台帳において、権利設定があれば耕作者、関係市町農業委員会農地台帳で権利設定がない場合については、法務局土地登記簿の所有者とする。 また、同姓同名の区別、共有地の内訳整理を行う。	○
(3) 三条資格者の相続調査	上記（2）を踏まえ、三条資格者の相続調査を行う。 なお、相続調査に係る手続き等については、受注者が行い、結果について、三条資格者リストに反映させる。三条資格者の相続調査においては、受益者数の約4,000人のうち約200名分を想定している。 相続調査における遡及範囲としては、2親等以内とする。	○
3. 総費用総便益比の補足算 定及び経済効果総括		
(1) 総費用総便益比の補足 算定	本事業の総費用算定対象施設について、支出済み換算係数等の諸元データ等の資料の更新を行う。 総費用算定対象施設について、関連する業務と連携を図り当初造成時の事業費、当該事業費、関連事業費、再整備費等を考慮した上で、評価期間における総費用の補足算定を行う。 過年度に算定した経済効果算定資料を参照し、作物単収・単価、労働単価、維持管理費実績等の各種諸元を更新し、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、災害防止効果及び国産農産物安定供給効果を含む総便益の補足算定を行う。	○
(2) 経済効果総括	上記3.（1）の項目で算定した総費用総便益比を基に、別途実施予定の事業計画書（案）作成業務（仮称）に係る効果説明資料を更新する。	○
4. 点検とりまとめ	各業務項目の成果品の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○